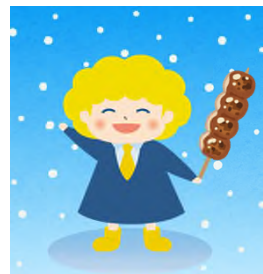


群馬労働局の取組 トピックス (令和6年12月11日配信)



- ① 令和7年1月1日より、労働者安全衛生法関係の以下の報告は、電子申請による報告が義務化されます。
- ② 電子申請義務化に当たって、「労働者死傷病報告」の様式が改正されました。
- ③ 勤労者財産形成促進制度



パートタイム・有期雇用労働法キャラクター「ハロちゃん くんまver.

発信者 雇用環境・均等室

- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介いたします。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、雇用環境・均等室までお問い合わせください。(027-896-4739)

① 令和7年1月1日より、労働安全衛生法関係の以下の報告は、電子申請による報告が義務化されます。

- 労働者死傷病報告
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書
- 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書
- 有機溶剤等健康診断結果報告書
- じん肺健康管理実施状況報告



(入力支援サービスへのリンク→)

電子申請に当たっては、「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」をご活用いただくことでスムーズに申請できます。



文字サイズ 小 **中** 大  厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare



《入力支援サービスを利用するにあたってのアカウント準備》

- ◆ e-Gov (イ-ガブ) のアカウントを取得
 - ◆ GビズIDを取得
 - ◆ MicrosoftやGoogleアカウントをe-Govに共有
- } いずれかを利用

②電子申請義務化に当たって、「労働者死傷病報告」の様式が改正されました。

【改正項目】

- ① 事業の種類
- ② 被災者の職種
- ③ 傷病名及び傷病部位
- ④ 災害発生状況及び原因
- ⑤ 国籍・地域及び在留資格



①事業の種類

日本標準産業分類から該当する細分類項目を選択してください。
(例) 製造業>食品製造業>水産食品製造業>水産缶詰・瓶詰製造業

②被災者の職種

日本標準職業分類から該当する小分類項目を選択してください。
(例) 生産工程従事者>製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)>食品製造従事者

③傷病名及び傷病部位

該当する傷病名及び傷病部位を選択してください。
(例) 傷病名: 負傷>切断
傷病部位: 頭部>鼻

④災害発生状況及び原因

5つの記入欄にそれぞれ記入してください。

⑤国籍・地域及び在留資格

該当する国籍・地域及び在留資格を選択してください。



旧様式では手入力(自由記入)であった箇所をプルダウン選択又はコード入力とし、分類の斉一を図ることとしました。

☆電子申請に必要なデータを入力し、「帳票入力データを保存する」を押せば、適時にデータ保存ができます。

☆申請は「入力支援サービス」ページ内にある『申請する』ボタンを押せば完了です。
(労働基準監督署へ郵送、出向く手間が簡素化できます)

☆過去のデータを活用し、災害防止活動に利用できます。

☆過去に提出した報告書の管理が容易になります。

③勤労者財産形成促進制度

「会社に入ったら始めよう!」コツコツ貯める財形

はたらく人の資産づくりを国と会社がサポートします

初めての お給料日

「クワッ、初めての給料日だね」
「これから投資でどんどん資産を増やそう!」
「投資も良いけど、リスクもあるから貯蓄と投資のバランスが大切よ」

「貯蓄—払い出すパート代も全部使っちゃったし」
「それなら、財形を始めたなら? お給料からの天引きで、月々1,000円から積み立てられるよ。必要な時は払い出しもできるしね」

「会社にそんな制度が—もっと詳しく教えてください!」
「貯蓄の目的によって3種類あるから、詳しくは裏面⇒を読んでみて」

将来のために、先取り貯蓄の財形!

財形なら

- ・会社が給与天引きであなたのお金を自動的に貯蓄
- ・マイホームや老後の資産形成のための財形貯蓄も
- ・国が支援する制度で安心安全

財形だけのお得な住宅ローン「財形持家転貸融資」も!

「財形をもっと知る!」
「スペシャルサイト公開中!」
「財形制度」検索

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 | 勤労者財産形成事業本部 (電話番号 03-6731-2935) | 厚生労働省

財形をもっと知る!

財形制度(勤労者財産形成促進制度)とは?

あなたの資産形成を国と会社が後押しするしくみです。
福利厚生の一環として会社が制度を利用してれば社員は誰でも利用できます。

1 財形貯蓄制度

月々1,000円からの貯蓄

毎月決めた金額を会社が毎月の給与から天引きして、提携金融機関に積み立てるから、確実な資産づくりが可能!
預貯金や保険等、多様な金融商品があります。
派遣職員・パートタイマーの方も利用できます。勤務先にご相談ください。

月々1,000円から積み立てられる! 積立額は変更可能!

1) 一般財形 (一般財形貯蓄)
使用目的に制限なし! 貯蓄開始から1年後では、自由に払い出すことができます。

2) 財形住宅 (財形住宅貯蓄)
住宅の建設・購入・リフォームなど住まいの資金づくりにおすすめ。

3) 財形年金 (財形年金貯蓄)
60歳以降に年金として受け取るための資金づくり。

「財形貯蓄」と「財形年金」は「親子等特例貸付」の特典あり!

2 財形持家転貸融資制度

「財形貯蓄」をしている人が住宅の建設・購入・リフォームをする際、財形貯蓄残高の10倍相当額以内、最高4,000万円までの大規模融資を5年間固定の金利で受けられます!
長期・低金利で安心な公的住宅ローン!

会社が財形貯蓄制度を導入しているか、「福利厚生会社」に出資している場合に利用できます。

福利厚生会社「財形住宅金融株式会社」の利用について

「財形持家転貸融資」の導入にあたり、事業主に代わって融資業務を行う厚生労働大臣に登録された福利厚生会社として、「財形住宅金融株式会社」が財形の融資制度をサポートしています。
○財形住宅金融株式会社についてはこちらへ
<https://www.zaijokin.co.jp/>
TEL 03-3263-4861

「財形貯蓄」をしている人だけが利用できる!

独立行政法人 勤労者退職金共済機構 | 勤労者財産形成事業本部 | TEL 03-6731-2935 | 受付時間 平日 9:00-17:15

◆**勤労者財産形成促進制度(財形制度)**とは、給与からの天引きにより積立を行う「財形貯蓄」や、財形貯蓄を行う方に住宅取得やリフォームの資金の貸付けを行う「財形持家融資」などにより、働く方の財産形成を国と事業主が支援する制度です。

◆**財形貯蓄制度**
勤労者が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う制度です。また、財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利子等について税制上の優遇措置が講じられています。

◆**会社にとってのメリット**
従業員の生活の安定を支援し、従業員の仕事に対するモチベーションや企業への信頼感が高めることができます。従業員の定着性を高め、優秀な人材確保にも効果的です。

今すぐ調べてみよう。財形!

月々1,000円からの貯蓄。

財形貯蓄制度

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>
https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーはHPを見てね!

